

第十八番 森田幸藏
 第二十番 羽村榮吉
 第二番 村野喜平
 第三番 平井初五郎
 第五番 貫井伊作
 第六番 田村利一

一、会議の事件を如し

一、福生町税及其賦課徴収條例設定の件

一、福生町吏員等の職務査定委員候補充員選任につき同意を求めし件

一、議長(加藤市蔵)七月十日午後一時開会を宣す

一、地方自治法第百三十一條の規定に依り、議長の請求により出席したる者を如し

町長 岸 徳次郎

主事 内田 勇

書記 大野 忠一

会 員 貫井 喜代次

書記補 佐藤 三郎

一、本会の書記を如し

書記 内田 勇

一、議長(加藤市蔵)七月十日午後一時十分開議を宣す

一、出席議員を如し

並木 竹松 児島 信一 横田 壽照
 村尾 昌三 杉 森 真 高水 藤太郎
 設樂 美知 川 窪 金吉 田村 福一
 高橋 三郎 田村 宇一 森田 幸藏
 羽村 榮吉 村野 喜平 平井 初五郎
 貫井 伊作 田村 利一 加藤 市蔵

一、議長(加藤市蔵)本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程 第一 福生町税及其賦課徴収條例設定の件

一、議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一、議長(加藤市蔵)第一読会を開く旨を告ぐ

書記朗読

一、議長（岸徳太郎） 地方税法の全面的な改正により町村財政の自主化が計画されたのでこれに伴い本條例を改定しようとするものであること、提案理由を説明す

一、議長（加藤市藏） 第二章より順に質問を小たいし目を告ぐ

一、議長（加藤市藏） 第一章につき異議あるや会議に諮る

異議なし 〇の聲あり

一、議長（加藤市藏） 第二章につき異議あるや会議に諮る

一、議長（設楽美知） 町民税の賦課限度は前年と異なり質問あり

一、書記説明す

一、第十五番（田村福一） 第二章の課税基本の割合について

一、第十八番（杉田幸藏） 前年度町民税の基本割合について

一、第二十三番（平井初五郎） 町民税の基本について源泉課税の分について

町長及び書記 説明す

一、第十五番（田村福一） 第二章の「三割以内」「四割以内」「二割以内」「一割以内」を「三割」「三割」「二割」「二割」と修正を提出す

一、議長（加藤市藏） 採決する旨を告げ賛成者には挙手を命ず

挙手全員

一、第十五番（杉田幸藏） 町民税中電柱廣告について

議長説明す

一、議長（加藤市藏） 第三章につき異議あるや否やを会議に諮る

異議なし 〇の聲あり

一、議長（加藤市藏） 第四章につき田井議なきや否やを会議に諮る

異議なし 〇の聲あり

一、議長（加藤市藏） 本件につき異議なきや否やにつき採決する旨を告げ賛成者には挙

手をも命ず

挙手全員

日程第二 福生町長自任候補審査委員会委員補充員選任について

同意を求めず

一、議長（加藤市藏） 本件を議題とする旨を告ぐ

一、議長（加藤市藏） 第一読会を南く日を告ぐ

書記 朗読

一、町長(岸寛太郎)福生町吏員徳成審査委員会規則により補充員を選任した
いから同意を求めら

一、第三十二番(平井初五郎)を審査員に直接に確定議となすこと述ぶ
一、議長(加藤市藏)第三十三番議に議に諮る

賛成 〇の聲起る

会議 録署名議員選舉

一、議長署名議員の選舉は指名推薦により指名者を議長となすべしと議に諮る
全員異議なきにつき指名推薦によることに決する旨を告ぐ

一、議長五の者を指名し一名毎に會議に諮り田井議なく決す

高水藤太郎 設樂美知 川窪金吉

一、議長會議を開する旨を宣す

一、議長第八回町会を町会として宣す

午後三時三十分

右會議の顛末を録し其の相違なきことを證明するため茲に署名する

昭和二十二年七月十日

福生町會議長 加藤市藏

福生町會議員 高水藤太郎

川窪金吉

設樂美知

第一號議安六

福生町税及其賦課徴収條例設定の件

福生町税及其賦課徴収條例別冊の通り設定するものとする

昭和三十一年七月十一日提出 即日原案可決

福生町長 山岸 徳次郎

説明

地方税法の全面的な改正により町村財政の自主化が計画され、そのに伴い本條例を設定しようとするものであります。

福生町税及いその賦課徴収條例

第一章 總則

第一條

福生町税及いその賦課徴収については法律並に政令その他別段の定め
あるものを除く外この條例の定めるところによる

第二條

一 普通税

(一) 都税附加税

- 1. 地租附加税
- 2. 家屋税附加税
- 3. 営業税附加税
- 4. 鑛工税附加税
- 5. 船舶税附加税
- 6. 自動車税附加税
- 7. 軌道税附加税
- 8. 電話加入税附加税

- (一)
- 9. 電柱税 附加税
 - 10. 不動産取得税 附加税
 - 11. 漁業税 附加税
 - 12. 狩猟者税 附加税
 - 13. 藝妓税 附加税
 - 14. 遊興税 附加税
 - 15. 入場税 附加税
 - 16. ダンサー税 附加税
 - 17. 接客娯楽税 附加税
 - 1. 独立税
 - 2. 町民税
 - 3. 自轉車税
 - 4. 荷車税
 - 5. 金庫税
 - 6. 痛風税

8. 犬
9. 廣
告
税

第三條 町税は別表に定める賦課率又は賦課定額によりこれを賦課徴収する

但し町民税については毎年度予算の定めるところによる

第四條 町税の賦課率又は速賦にかゝるものはこれを賦課すべきであつた年度の

賦課率又は賦課定額によつてその金額を一時に賦課徴収する

第五條 独立税を課せらるべき事業の発生したとき又は消滅したときは納税義務者

は発生又は消滅の日から七日以内にこれを町長に届出なければならぬ。その

届出事項に異動のあつたときもまた同じである

前項の届出事項は町長がこれを定める

第六條 前項の届出をなさないとき又は届出が不適当であると認められるときは

町長がその届出事項を認定することができる

第七條 地方税法第三十二條の規定による納税管理人の申告は町税を課せらるべき

事業の発生したときから十日以内に町長の定めるところによつてこれをなさ

なければならぬ

第八條 徴税令書、徴税令書、徴税傳令書、督促状及び鑑札等の様式

については町長がこれを定める

第九條 都税附加税の賦課期は各本税を課せらるべき期日の現在とする。但し
賦課期日後あらたに納税義務の発生したものについては納税の義務が
発生の日とする。

第十條 都税附加税中地租附加税並びに家屋税附加税はその賃貸価格
営業税附加税はその純益額、その他は本税額を標準として本税の納税
義務者にこれを賦課する。

第十一條 所民税は均等割による。外家屋の賃貸価格並びに土地の賃貸価格及び
資産状況の斟酌、所得税法の規定による。所得税、拂込資金、出
資額又は基金を課税標準としてこれを賦課する。

第十二條 所民税の課税標準は均等割については税総額の三割、所得税法の
規定による所得税、拂込資金、出資額又は基金については税総額の
三割、外家屋の賃貸価格並びに土地の賃貸価格については税総額の
二割、及び資産状況による斟酌の額は税総額の割増として課税
標準額に算入しこれを合算賦課する。

第十三條 所民税は賦課期において次の各条の一にあらはるるものに對しこれを免除する。
但し毎年十月七日までに納税の申出があつた者に對してはこの限りでない。

- 一、所得税法施行規則第一條に定める公共団体（地方税法施行令第~~二~~條に定める公共
団体を除く）及び宗教法人令に定める宗教法人
- 二、生活保護法により生活以外の扶助又は救助を受けるもの
- 三、雇主の家に同居する者又は合宿所等に起居するものであつて年々十八歳未満の
者又は六十歳以上の者
- 四、一戸を構えない学生、生徒その他これに類するもの
- 五、前各条との均衡上又は特別の事由により市長において必要があるを認めるもの

第十四條 所民税の納税義務者一人に對する賦課額は次に定める限度を超え又は下ることがない。

- 一、個人（最
高額 二十円
最低額 十円）
- 二、法人（最
高 八十円
最低 二十円）

第十五條 独立税中、所民税、所得税、自轉車税、荷重税、金庫税及び犬税は年税として毎年
四月一日を賦課期日とする。

船舶税は各税として毎年七月一日を賦課期とし、廣告税は臨時税としてその都度賦課する。

第十六條 船舶は左の標準により二トを賦課し舟の取付については時價を標準として賦課する。
一噸数船は總噸数による。その總噸数は船舶規則により算出され、總噸数も標準とする。

第十七條 遊船は船梁から船梁に至る長さも標準とする。

三ボートはその構造により定額とする。

第十八條 自轉車税は自轉車（荷台付自轉車を含む）に対し定額を以て二トを賦課する。

第十九條 荷車税は荷台（平床）を標準として二トを賦課する。

第二十條 金庫税は金庫の外法価額を標準として二トを賦課する。

第二十一條 船舶税は船舶に對し定額を以て二トを賦課する。

第二十二條 船舶税は船舶に對し定額を以て二トを賦課する。

第二十三條 犬税は畜犬に對して定額を以て二トを賦課する。

第二十四條 廣告税は左の標準により定額を以て二トを賦課する。

一、電車、電車、自動車、汽船その他交通運輸機關又は交通運輸業等の設備による廣告。

二、映画、入場券、乗車券、乗車券その他これに類する廣告。

三、立看板、掛看板、額面廣告又はこれに類する廣告。

四、ポスター又はチラシによる廣告。

五、建植看板、野立看板、額面廣告又はこれに類する廣告。

第二十五條 左に掲げる廣告は廣告税を課する。

一、國都道府縣市町村その他公共団体が廣告主であるもの。

二、宗教法人令に基き宗教団体が廣告主であるもの。

三、法律又は政令によるもの。

四、公の選挙に關するもの。

第二十六條 五、その他市長が課税を不適当とするもの。

第二十七條 左に掲げる物件は、~~市町村~~獨立税を免除する事ができる。

一、小型自轉車。

二、自轉車の營業者に対し、營業試験の爲所定の表示を付し使用する自轉車。

三 但し其の業者一人に於て一輛に限る

三 外若くは積立金庫

四 学校又は病院に於て研究の用に供するもの

五 盲人の專用盲導犬

六 母犬に於て生後三月を超えしもの

七 高圧にて使用しない物

八 生活保護法に於ては其の扶助又は援助を受ける者の所有する自動車

但し一を帶につき一輛に限る

九 公共団体又は産業団体の所有に直接其の業務に專用する金庫及び

自動車

第三章 徴収

第一節 普通徴収

第三十條 都税附加税は各本税の徴収期にニルを徴収する

但し本税が分割せられたものは賦課すべき事實の確定したときから三十日以内ニ此水を徴収する

第三十一條 独立税中町民税についてはその年の十一月一日から十一月三十日限り一期にニルを徴収する

第三十二條 独立税中町民税以外の年税にあつてはその年の六月一日から三十日限り一期にニルを徴収する。但し賦課期日後新たに納税義務者の発生したものに於てはその賦課期決定のときニルを徴収する

第三十三條 独立税中本税にあつては八月一日から八月三十一日限りニルを徴収する。但し賦課期日後あらたに納税義務者の発生したものに於ては賦課期決定の都度ニルを徴収する

第三十四條 普通税についての規定は目的税の徴収につきニルを準用する

第三十五條 徴税令書は徴収期限前十日までに之を交付する

第三十六條 徴税令書を受けた納税者 納期限までに税金を完納しない者あるときは町長は納期限後二十日までに督促状を交付する

第三十七條 督促状を交付したときは督促状一通につき二円の手数料を徴収する。但し督促を受けた者が本町以外の市町村にあるとき郵便を以てする場合に於てはその郵便費を督促手数料に加入して徴収することが出来る

第三十八條 指定期限までにニルを完納しない者あるときは町長は指定期限の翌日から滞纳金に着手しなけれはならない

第三十條 延滞金は一日につき課税全額の二百分の四の割合をもつて計算した額を算出し

た課税金を督促手数料と同時に徴収する

前項の延滞金につき町長が特別の事由あると認めたときはこれを免除することが出来る

第三十一條

納税者が左の各事に該当するときは町長は納税延期を許すことが出来る

一 本町の全部又は一部に大害があつたとき

二 附加税にその本税の納税を延期したとき

三 傳染病豫防のため交通遮断せしめ納税できないとき

四 前各事の外特に必要と認めたとき

第二節 特別徴収

第三十二條

藝妓税附加税については藝妓置屋業者をもつて特別徴収義務者としてその

抱藝妓の納付すべき藝妓税附加税を徴収せしめる

第三十三條

ダンサー税附加税についてはキャバレー、ダンスホール経営者をもつて特別徴収義務者としてその従業員であるダンサーの納付すべきダンサー税附加税を徴収する

第三十四條

遊興税附加税については料理店、貸席、カフェー、バー、旅館その他これに類する

営業業者をもつて特別徴収義務者としてその遊興飲食及び宿泊する行為者

の納付すべき遊興税附加税を徴収せしめる

第三十五條

接客婦税附加税については料理店、貸席、カフェー、バー、飲食店、旅館その他

これに類する営業業者をもつて特別徴収義務者としてその場内に於て行為をなす婦

女の納付すべき接客婦税附加税を徴収せしめる

第三十六條

入湯税附加税については温泉、湯場の経営者又は旅館の経営者をもつて特別徴収

義務者としてその入湯者の納付すべき入湯税附加税を徴収せしめる

第三十七條

屠宰税については屠場経営者又は町長の指定した者をもつて特別徴収義務者とし

て獸畜所有者の納付すべき屠宰税を徴収せしめる

第三十八條

特別徴収義務者は町長の定めた所定の課税上必要な帳簿を備え指定した事

項を記載しなればならない

第三十九條

特別徴収義務者は毎月二十日までにその自分の藝妓附加税、ダンサー税附加税、

遊興税附加税及び入湯税附加税に相当する金額を、屠宰税については毎月十日